

特定非営利活動法人 日本心電学会

定 款

〒111-0054 東京都台東区鳥越二丁目 13 番 8 号

特定非営利活動法人 日本心電学会

理事長 新 博次

特定非営利活動法人 日本心電学会

定 款

第1章 総 則

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人 日本心電学会という。英文名は The Japanese Society of Electrocardiology とし、その略称を JSE と称する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第3条(目的)

この法人は、広く一般市民を対象に心電学(心電図学、心臓電気生理学)分野の研究、啓発、人材育成を通じて、心疾患の診断・治療・予防の発展を図り、我が国の医療の発展に貢献し、ひいては国民の健康作りに寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 心電学に関する研究発表及び講演・研修・セミナー等の開催事業
- (2) 心電学を中心とした学会誌及び論文、図書等の出版による普及啓発事業
- (3) 心電学に関する学術調査・研究事業
- (4) 心電学に関する専門医等の資格認定事業、資格基準の策定及び公表
- (5) 心電学に関する国内外の関係学術諸団体との連絡及び連携事業
- (6) 心電学に係わる医療従事者に対する人材育成事業
- (7) 心電学を中心とした国民のための予防医学ならびに健康増進に必要な情報の提供事業
- (8) 心電学に関する相談事業

- (9) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1) 広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条(種別)

この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人のうち大会号のみを受け取るもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体で、理事会の承認を受けたもの
- (4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績があったもので、理事長の推薦により理事会の議を経て、総会が承認した個人
- (5) 特別会員 この法人の発展に功績があったもので、理事長の推薦により理事会の議を経て、総会が承認した個人

第7条(入会)

正会員、準会員及び賛助会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員もしくは準会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

第8条(会費)

正会員、準会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。

- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 正会員、準会員及び賛助会員については継続して2年以上会費を滞納し、督促に応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条(抛出金品の不返還)

既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条(種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、副理事長を1名置く。

第14条(選任等)

理事は、理事会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とし、副理事長は理事長が指名する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、正会員の中から総会において選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 15 条(職務)

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること、並びに理事会に出席して意見を述べること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 16 条(任期等)

役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 17 条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 18 条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において、監事は総会において出席者総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 19 条(報酬等)

役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

第20条(種別)

この法人の会議は、総会、理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条(総会の構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第22条(総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 社員の除名
- (4) 監事の選任又は解任
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) その他運営に関する重要事項

第23条(総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第24条(総会の招集)

前条第2項第3号の場合を除き、会議は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条(総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条(総会の定足数)

総会は、正会員総数の3分の1以上(委任状を含む)の出席がなければ開会することはできない。

第 27 条(総会の議決)

総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 28 条(総会での表決権等)

各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 29 条(総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印した上、この法人の事務所において 5 年間備え置く。

第 30 条(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 31 条(理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決し総会で報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 32 条(理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき

第 33 条(理事会の招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 34 条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第 35 条(理事会の定足数)

理事会は理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第 36 条(理事会の議決)

理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 37 条(理事会での表決権等)

各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

第 38 条(理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名、押印しなければならない。

第5章 資産

第39条(構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条(資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第41条(資産の管理)

この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会計

第42条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条(会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第44条(事業年度、事業計画及び予算)

この法人の事業年度は毎年9月1日より翌年8月31日までとする。法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 46 条(予備費)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 47 条(予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第 48 条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 49 条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2 義務の負担及び権利の放棄は議決後、総会に報告するものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第 50 条(定款の変更)

定款の変更は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第 51 条(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 52 条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡する。

第 53 条(合併)

この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

第 54 条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

第 55 条(事務局等)

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。また、会務の遂行に必要な幹事(庶務幹事、会計幹事)を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

第 56 条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 井上 博

副理事長 中谷 晴昭
理 事 相澤 義房 新 博次 小川 聰 奥村 謙 加藤 貴雄
鎌倉 史郎 倉智 嘉久 児玉 逸雄 犀川 哲典 佐久間 一郎
杉 薫 住友 直方 局 博一 萩原 誠久 平井 眞理
堀江 稔 三崎 拓郎 三田村 秀雄

監 事 大江 透 橋本 敬太郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 8 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし設立当初の事業年度については、月割計算とする。

年会費	正会員(個人)	10,000 円
	準会員(個人)	4,000 円
	賛助会員(個人、団体)	50,000 円
	名誉会員(個人)	0 円
	特別会員(個人)	0 円